

総務委員会会議録

日時 令和3年3月9日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時11分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦
副委員長 杉原 清仁
委員 皆川 巖 白壁 賢一 山田 一功 水岸富美男
卯月 政人 志村 直毅 飯島 修 藤本 好彦

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人
総務部理事(次長事務取扱) 小澤 浩
総務部次長(人事課長事務取扱) 染谷 光一
総務部次長(財政課長事務取扱) 井上 弘之 職員厚生課長 柴田 克己
税務課長 村松 茂樹 財産管理課長 丸山 正雄 資産活用室長 小澤 浩
行政経営管理課長 保坂 一郎 市町村課長 古屋 登士匡
情報政策課長 土屋 隆
防災局長 末木 憲生 富士山火山防災監(火山防災対策室長事務取扱) 関 尚史
防災危機管理課長 小澤 清孝 消防保安課長 丸茂 敏樹
会計管理者 平賀 太裕 出納局次長(会計課長事務取扱) 今井 幸一
管理課長 柳原 明裕 工事検査課長 牧野 和憲
県議会事務局次長(総務課長事務取扱) 高野 雄司
人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 下條 勝
代表監査委員 小島 徹 監査委員事務局長 神宮司 易
監査委員事務局次長 広瀬 ひとみ

議題

(付託案件)

- 第 1 号 やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例制定の件
- 第 2 号 山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例中改正の件
- 第 3 号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第 4 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第 7 号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件
- 第 3 2 号 包括外部監査契約締結の件

請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第 17号 令和3年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第5条地方債、第6条一時借入金並びに第7条歳出予算の流用
- 第 19号 令和3年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第 22号 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第 23号 令和3年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 24号 令和3年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 26号 令和3年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件について、第1号ないし第4号、第7号及び第32号については原案のとおり可決すべきものと決定した。請願第2-3号については継続審査すべきものと決定した。

調査依頼案件については、第17号について、訟務管理費のうち弁護士報酬、裁判管理費等及び債務負担行為「甲府地方裁判所平成二十九年（行ウ）第六号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟について委託契約を締結すること」を削除すべきとの意見を付した上で原案に賛成すべきものとし、その他の議案はいずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について、まず、午前10時から午前11時16分まで、休憩をはさみ、午後1時から午後1時29分まで審査を行い、次に、午後2時3分から午後2時26分まで秘密会による審査を行い、その後、午後2時44分から午後4時11分まで審査を行った。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※第 17号 令和3年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第5条地方債、第6条一時借入金並びに第7条歳出予算の流用

(やまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金について)

卯月委員 総の13ページ。やまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金についてお伺いしたいと思います。

説明にありますとおりで、きめ細かで質の高い教育の環境や介護待機者ゼロを実現する基盤の整備を図るために基金を設置しているということでもあります。これらの策を進めるに当たって、将来、どの程度の県負担を盛り込んでいいのか、まずお伺いしたいと思います。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） まず、少人数教育の推進といたしまして、令和3年度から導入する小1の25人学級につきましては、28人の教員増が必要と見込まれておりまして、そのための経費は、2億2,400万円を見込んでいただいております。

また、令和4年度は、小2まで25人学級を拡充する予定でありまして、その場合の追加経費は、2学年分で4億2,800万円となる見込みでございます。

加えまして、特養の実質待機者の解消につきまして、福祉保健部では、現在の待機者4,820人のうち、入所の必要性が高い方は4割程度と見込んでおります。そのため施設整備やショートステイから特養への転換などが今後、1,720床分必要であると推計しているところでございます。

これに伴いまして、県の介護保険給付費負担金も増加する見込みであり、令和3年度は、この1,720床のうち、70床分の増床にとどまるため、約900万円の追加でございますが、最終的には、年間約6億円の追加経費となる見込みでございます。

加えて、市町村が整備する地域密着型特養への施設整備補助を総額で13億程度見込んでいただいております。

卯月委員 わかりました。両方の事業とも大変必要なものだと思いますので、理解いたしました。

この基金の財源といたしまして、電気事業会計からの繰入金1億4,000万円、それと、法人県民税、法人税割にかかわる超過課税分1億9,000万円余りと説明が今ほどありましたけれども、その詳細について、中身を教えてください。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 電気事業会計繰入金につきましては、企業局の電気事業により生み出された利益を広く県民に還元するため、平成17年度から実施しており、これまで自然保護等の事業に充当してきたものでございます。

繰入額は、これまで3億6,000万円でしたが、令和2年度からは、教育関係事業に充当する額として1億4,000万円を加算し、総額5億円を一般会計に繰り入れており、令和3年度は、この教育事業への加算額分1億4,000万円を基金に積み立てるものでございます。

また、法人県民税法人税割に係る超過課税分につきましては、昭和51年度より社会福祉の充実及び教育文化の振興に係る財政上の必要性から、資本金1億円以下の中小法

令和3年2月定例会総務委員会会議録
人等を除く法人に対しまして、法人県民税、法人税割の税率の特例を適用しているものでございまして、現在は、標準税率1%に対して1.8%の税率を適用しており、この超過分の0.8%に相当する額1億9,000万円余を積み立てるものでございます。

なお、この超過課税につきましては、超過課税を課される産業界から、県法人会を通じて使途の公表を要望されておりました、超過課税分を基金の財源とすることにより、使途がより明確になり、説明責任を果たすことも可能となると考えてございます。また、将来的には、県有地貸付料の見直しや知的財産の活用による増収分といった県有資産高度活用分の積み立ても予定しているところでございます。

卯月委員 令和3年分の積立金は3億3,025万7,000円という説明であったと思いますが、令和3年分の執行見込み額はどのぐらいになるか、教えてください。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 3億3,025万7,000円の基金の積立金に対しまして、執行見込みは、まず小1への25人学級導入分として2億2,318万8,000円、介護保険給付費負担金として912万6,000円、合わせて、2億3,231万4,000円を見込んでございます。

このため、令和3年度末の基金残高は9,700万円余となる見込みでございます。

卯月委員 今ほど、多額の県負担の具体的な内訳をお聞きしたわけですが、最後に令和4年度以降の財源確保の見通しはどうなってるのか、教えてください。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） まず、法人県民税法人税割の超過課税分でございますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響を受けたことなどにより、1億9,000万円余にとどまる見込みでございますが、直近の令和元年度は3億7,000万円余りの収入でございましたので、今後、景気の回復次第である程度の増収は見込めるものと考えてございます。

また、電気事業会計からの繰入金につきましては、売電の相手方である東京電力との交渉によるものもありますが、1億4,000万円分の繰り入れが当面は継続するものと期待しているところでございます。

また、県有資産の高度活用化による増収分につきましては、今般、新たに設ける県有資産の高度運用と価値向上及び収益強化に関する検討会での御意見などを踏まえながら、財源の確保に努めていくところでございます。

卯月委員 わかりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。
次の質問に移っていいですか。

（電源立地地域対策交付金について）

卯月委員 総の37ですが、電源立地地域対策交付金、電源立地地域に対する交付金、承知してるんですけど、今、地域の位置地域といいますか、交付金が交付されてるといふか、

令和3年2月定例会総務委員会会議録
対象の施設について、わかれば、教えていただきたいと思いますが。

古屋市町村課長 電源立地地域対策交付金の関係でございますが、一応、この発電用施設が立地してる市町村が交付の対象ということで、現在、県内14市町村ございます。

どういふものかという、基本的には公共用施設の整備とか、住民福祉の向上の資する事業ということですので、例えば、早川町で行けば、バスの運行の経費とか、あとは、道路とか、そういうものがかなりあるかというふうに思っております。

卯月委員 具体的に施設がどのぐらい対象施設になってるのかっていうのは、今、お答えできますか。

古屋市町村課長 施設というと、整備をした施設、市町村ごとのということでしょうか。

卯月委員 立地の、その電源の、対象となってる施設ですね。

古屋市町村課長 済みません。今、ちょっと市町村ごとの幾つか。

猪股委員長 課長、ちょっと座ってください。もう一回、卯月委員、わかるように説明してください。

卯月委員 もし施設が、例えば、どこどこのダムとか、発電所がわかれば。出せますか。

古屋市町村課長 ダムの名称につきましては、例えば、大月市で言えば、葛野川とか、そういうものがありまして、例えば、甲府市で言えば、御岳。どうしますか。これ、読み上げをさせていただきます。よろしいでしょうか。

猪股委員長 幾つもありますか、

古屋市町村課長 はい。ちょっと数が多いものでして。

猪股委員長 後で資料を提供してくればいいです。

古屋市町村課長 では、一覧表のほうを提供させていただきます。

卯月委員 年度ごとの増減がどうなってるか、わかれば、教えていただきたいと思いますが。

古屋市町村課長 交付対象のこのダムについては、増減というのはほとんどないかと思っております。

猪股委員長 委員各位に申し上げます。

令和3年2月定例会総務委員会会議録
ただいま、卯月委員から資料の要求がありましたので、それに対しまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

猪股委員長 執行部に申し上げます。
ただいま、卯月委員から要求がありました資料につきましては、至急作成の上、資料作成後、提出を願います。
ほかに質疑はございますか。

(県有資産高度運用等検討事業費について)

志村委員 資産活用室の説明があった点について、確認でお聞きします。
総の33ページになりますけど、県有資産高度運用等検討事業費ということで1,096万7,000円、これについては、内容としてリソース・リビジョン会議の開催ですとか、県有資産の高度運用に関する調査等ということで、説明があったかもしれないですけど、このリソース・リビジョン会議の開催の回数とか、それから調査におおむねどのぐらいの経費を見込んでいるのか御説明をお願いします。

小澤資産活用室長 ただいまの質問にお答えいたします。
県有資産の高度運用等に関する検討会、こちらの開催の回数でございますが、8回開催を予定しております。経費といたしましては、開催日、開催の日及びその事前調査、調整、こういったものにかかる日数を見込んでおりまして、それぞれ2回ずつ、計16回分の開催経費を見込んでございます。
検討に要する調査につきましては、検討会の中で具体的にこういったものをやるかということが決まっていくところでございますが、枠的に800万円を計上しているところでございます。

志村委員 承知しました。
リソース・リビジョン会議の委員の方っていうのは、もう委員、会議の委員の構成される方々っていうのは、もう決まっているのでしょうか。

小澤資産活用室長 大変申しわけございません。まだ決まってはおりません。基本的には、県有資産の活用ということでございますので、事業用の資産ですとか、財産の評価ですとか、活用、及び、関連する法令等々に高度な知識や豊富な経験を有する有識者、実務経験者の方々にお願いしたいと考えているところでございますが、繰り返しになりますけれども、現在のところ、まだ確定はしていない状況でございます。

志村委員 そうすると、いろんな有識者の方々ということになると、県内外問わず、あるいは、また弁護士も入るという理解でよろしいでしょうか。

小澤資産活用室長 今の御指摘のとおり、県内外を問わず、適切な人材の方々をお願いをしたいと考えております。

志村委員 では、最後にしますけど、県有地の県有資産の高度運用というところには非常に県民の関心も高いと思いますので、委員の選任とか会議の構成ができるだけ早く明らかになることが望ましいかなと感じますので、新年度になってからということになると思いますけれども、またその辺の概要等は議会にも説明をしていただきたいと思いますので、これをお願いをして終わりたいと思います。いかがでしょうか。

小澤資産活用室長 想定される検討項目は非常に多岐にわたることなので、会議の進め方ですとか、庁内体制の整備等々に時間がかかっておりまして、開催に至ってない状況でございますが、引き続き、精査と調整を詰めまして、概要が決まりましたら、議会のほうにも御相談、御報告をさせていただきたいと考えております。

志村委員 これは、非常にセンシティブな内容にもなるかなと、県有資産の高度活用ということなので、できれば、これはやっぱり本県の県民の共有財産ということにもなるので、県議会からも、こういった会議には、できれば、委員として入る方がいるのが望ましいかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

小澤資産活用室長 御意見のほうはいただきました。また庁内で、事務局、執行部で検討をさせていただきたいと思います。

(富士山火山災害リスク理解促進事業費について)

水岸委員 防災局について伺います。防の7ページのマル新富士山火山災害リスク理解促進事業費について伺います。

まず、この事業は、具体的にどのような内容なのか、伺います。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 具体的な事業の内容ということでございますけれども、降灰の問題については、国でも、昨年度、中間、検討の結果を報告してるところですけれども、具体的には、道路や広場などに走行路を設けまして、人工的に厚さの異なる火山灰の層をつくります。その上を二輪駆動車、また四輪駆動車など、タイプの異なる車両により実際に火山灰の上を走行してもらおうというものでございます。

また、乾燥している状態のほか、雨が降ったことを想定いたしまして、湿った状態でも実施をしたいと考えております。

加えまして、走行体験後は、降灰の際、火山灰の除去を担当する道路管理者、また事業者の皆さんに、火山灰の除去の演習をしていただきたいと思いますと考えてございます。

水岸委員 火山灰でやるってことですけど、火山灰は、どうやって調達するのでしょうか。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 現在、国交省の中部地方整備局で、静岡県内で、東名、新東名の関係の工事を幾つかやっております。そこで、かつての宝永噴火の際に噴出した火山層が当たっております、そこから、中部地整の御協力、御理解を得まして、火山灰を採取することを考えてございます。

水岸委員 長期間堆積していた火山灰というのは、噴出直後とは、性質というか、質が変わってると思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 火山灰の性質によりまして、例えば、御嶽が噴出した際に、皆さん、テレビ画面でもごらんいただいたかと思いますが、ああいう性状のもので、雨に濡れると泥状になってしまうわけですけれども、宝永噴火の火山灰については、かなり目が粗いもので、水はけがいい、北麓地帯をとってもおわかりになると思うんですが、かなり水はけがいい、粒の大きいものでございまして、現地で富士山科学研究所の研究員が確認をいたしましたところ、噴出当時と大差ない状態で堆積はしているということが確認されております。

水岸委員 この事業を実施することで、どんな効果を見込んでいるのか、伺います。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 現在の富士山の広域避難計画におきましては、広域避難をする際、移動距離が長いことから、自家用車を使用するというを想定しているわけですが、避難時に降灰がございまして、スリップ事故やスタックの可能性のあることから、車両での避難が妥当でない場合も考えられるところでございます。したがって、避難計画や各種文献におきましては、火山灰による避難への影響が期待されているところではございますけれども、実際に体験していただくことによって、火山灰に関する知識の普及と定着を図り、適切な避難行動につなげてまいりたいと思っております。

また、この走行体験事業の様子を撮影いたしまして、その映像を用いて住民説明会を開催するほか、県のホームページで閲覧できるようにして、実際に体験された方以外の方にも広く知識を普及していけると考えております。

水岸委員 最後に、富士山が大規模噴火した場合の広域降灰に関しては、首都圏の影響も大きく、中央防災会議でも検討されたと承知しておりますが、本事業の実施に当たっては、富士山噴火の降灰の可能性のある首都圏の各県都や国とも連携して、広く情報共有を図ってもらいたいと思っております。

また、本事業で得られた知見をこれから改定する新しい広域避難計画に適切に反映してもらいたいと思っております。答弁は結構です。

(宿舍管理費について)

藤本委員

知事の県有財産である知事の公舎について、何点かお伺いいたします。

初めに、県では、どこの都道府県でもそうなのですが、自前の県有財産である知事の公舎っていうのをどこでも持っていると思うんですが、本県では既に廃止されたと同っています、一方で、民間の施設を借り受けているっていう報道もあるんですけど、それが事実なのか、まずお伺いいたします。

丸山財産管理課長 まず、知事公舎を県有施設で既に廃止と同っていらっしゃるということに対しては、平成19年度をもって廃止となっているところでございます。民間施設を借り受けということでございますけれども、現在の知事の宿舎につきまして、借り上げという形でございます。

藤本委員

ただいまの課長さんの答弁ですと、民間施設を借り上げているということなんですけれども、民間の施設を借り受けているとするならば、この中の課別説明書の中で、どちらに記載されて計上されているのか、詳しくお聞かせください。

丸山財産管理課長 課別説明書の中では、財産管理課の総28ページに、財産管理課の予算に計上をさせていただいておりますけれども、その中の28ページ中ほどにあります宿舎管理費で計上をさせていただいております。

藤本委員

この中の予算で支払われているということだと、県のその宿舎管理規則を見ますと、宿舎には有料と無料が書いてあるんですけど、今、課長さんの御説明ですと、この予算の中から支払われているということであれば、有料か、無料かといったときに、この予算、充当されているっていうことは、有料という形で理解していいんでしょうか。

丸山財産管理課長 ただいま、委員からのお話の中にありました宿舎管理規則というところに触れまして、御説明させていただきたいと思います。

県では、山梨県宿舎管理規則というものを定めておりまして、この中で、今委員からお話がありました無料宿舎、有料宿舎ということを決めさせていただいております。

その中で、無料宿舎の位置づけとして、知事等につきまして、無料で使用させるということが規則上定められているところがございます。知事の宿舎については無料という形での決め事でございます。

藤本委員

そうしますと、民間から借り受けているけれど、無料だという理解でよろしいですか。

丸山財産管理課長 予算上は、県でその宿舎分についての代金を支払いをさせていただいております。

藤本委員

なかなか理解が難しいといえますか、お金の流れが少しわかるような形で御説明していただけるとありがたいんですけど、ほかの都道府県の知事公舎の実態というのは、本県と同じような状況なんですか。本県だけが、今お話くださったような状況な

令和3年2月定例会総務委員会会議録
んでしょうか。そこら辺、教えていただけますか。

丸山財産管理課長 他の都道府県の状況ということで、本県は、先ほど借り上げてということでお話を
させていただきましたが、借り上げという形で取り扱いをしている都道府県は幾つかあ
るということ把握をさせていただいております。

藤本委員 よくわかりました。よく御説明いただいて、ある程度わかりました。
ところで、知事の公舎の場所ですが、どこにあるかって言われると、やっぱり保安体
制上、詳細な回答っていうのは難しいと思うんですけど、可能な範囲でお聞かせ願え
ますか。

丸山財産管理課長 知事の宿舎の位置ということでのお問い合わせ、御質問と思います。
知事の宿舎の位置につきましては、知事の身体的安全確保という観点から、宿舎の位
置の特定、または特定されるおそれがある情報ということは御容赦いただければと思
います。

藤本委員 これまで、知事の立場、セキュリティ上、とても留意しなきゃいけないというこ
とはよくわかるんですけど、知事の警護の体制の強化っていうのは議論になったこと
はあるんでしょうか。

丸山財産管理課長 財産管理課では、知事の宿舎ということでの観点で事務のほうをさせていただ
いてるところでございます。その知事の宿舎を決めていくに当たりましては、十分な安全性
でありましたり、防犯機能を備えているということ等を一つの材料として検討をさせて
いただき、決定をさせていただいているところでございます。

藤本委員 そうしますと、これまで知事の警護の強化っていうのは、特に部局内、課内で議論し
たっていうことはないと理解してよろしいんでしょうか。

丸山財産管理課長 知事の身体的安全確保ということが非常に大事なことでございますので、その議
論がなかったということに対することでは、なかったとは申し上げることはできません。
先ほど申し上げたとおり、知事の宿舎、決定するに当たって、十分な安全性、防犯機能
を備えるというようなことを観点に置きながら検討をし、決定をさせていただいてる
ところでございます。

藤本委員 続いて、その知事の公舎とするには、何か、条件のようなものっていうのはあるんで
しょうか。

丸山財産管理課長 先ほど申し上げた十分な安全性、防犯機能を備えるということでありましたり、県
庁のほうに短時間で駆けつけられるというようなことなどを条件として決定をさせて

いただいているところでございます。

藤本委員 防犯機能、また県庁に速やかに駆けつけることができるっていうことなんですけれど、本県にもたくさん物件があると思うんですが、先ほど御答弁いただきましたように、数ある中で今の物件を選定されたと思います。いろんな条件が整っている中で、ほかにもあったのではないかなと思うんですけれど、現在の物件にされた経緯についてお伺いをいたします。

丸山財産管理課長 繰り返しになりますけれども、十分な安全性、防犯機能を備え、また、県庁に短時間で駆けつけられることということ等を勘案する中で、県として決定をさせていただいてるところでございます。

藤本委員 十分な安全をまず第一ということは私たちもよくわかるんですけれど、どのくらいの物件を当たられまして、どの程度の検討を重ねて、今のところの物件に決まったんでしょうか。お伺いをいたします。

丸山財産管理課長 数としては今申し上げられませんが、情報としまして、十分な安全性、防犯機能を備えて、県庁に短時間で駆けつけられる、そういった所を比較検討する中で、決定をさせていただいてるところでございます。

藤本委員 課長さんから言えないっていうことでしたので、そうしますと、確かに防犯上大事だと思いますし、何らかの理由があって、今の場所に決まったと思うんですが、初めにもお尋ねしましたが、民間の施設を借り受けているとするならば、どの程度の金額で、どなたからお借りしているのか、可能な範囲で教えていただけますか。

丸山財産管理課長 金額面につきましては、先ほど来の予算の関係でも関係しておりますので、月額ということで今申し上げさせていただきますと、月額17万4,000円ということでございます。

貸しの相手方ということでございますけれども、こちらは、知事の身体の安全確保の観点での、この宿舎の位置の特定、あるいはそのおそれがある情報と考えておりまして、こちらのほうについては、御容赦をいただければと思います。

藤本委員 月額17万4,000円という金額自体、高いのか、安いのかっていう議論は横に置いておきまして、どなたからお借りしているのかということで、身体の安全、身の危険、リスクっていうのがあると思うんですけれど、その方と県とは何か関係があるんでしょうか。

丸山財産管理課長 現時点では、もちろん契約の相手方ということでの関係性とは、私としては承知をしておりません。

藤本委員　　そうしますと、この知事が借りられているその相手方っていうのは、県としては認識されているのでしょうか。それとも、されていないのでしょうか。

丸山財産管理課長　県として契約をさせていただいておりますので、契約相手方としては、もちろん承知をさせていただいております。相手方としてということでございます。

藤本委員　　その相手方を今この場では申し上げられないということでは理解してよろしいんですか。

丸山財産管理課長　知事の身体の安全確保という観点で、知事の宿舎の位置の特定、ないし、特定のおそれがあるという情報の一つと考えておまして、この場では差し控えさせていただければと思います。

飯島委員　　今の藤本さんの質問に関連して幾つか質問させていただきます。歯切れの悪い答弁でとても心配しています。

去る3月4日の全員協議会において、これは県有地の問題ではありますが、長崎知事から「議員の指摘に必ずしも十分な対応ができなかった点について、率直におわび申し上げる」と言葉がありました。また、きょういらっしゃってる総務部長も、「御迷惑をおかけしました。このことを真摯に受けとめて、今後、やっていきたい」と、こういう発言がありました。私はその場で、「敬意を表します」という発言もさせていただきました。今後、この発言を受けて、私は本当に快く受けとめ、今後、どのような場面でも、県民の代表である私たち県会議員と執行部とのさらなる活発な、誠実な議論を交わすことができるものと思って、安堵して、きょうも委員会に出席しています。しかし、今の藤本委員と課長の答弁は、全くこれとはイコールではないという。残念でなりません。そのことを申し上げます。

実は、私も、関係者から入手しまして、課長がおっしゃったように、知事公舎を廃止して民間施設を借り上げている、国内の、日本の資料をいただいて持ってるんですね。知事公舎を廃止して民間施設を借り上げることが確認できたのが青森県、神奈川県、本県もそうだし、岡山県。知事公舎の廃止手続を行っている、または行っている最中、あるいは、行った団体は、北海道、茨城、福島と。本県以外に6道県あるというのはわかったんです。

それで、先ほど、宿舎の無料、有料という議論があったかと思いますが、ここではっきりしたいのは、課別説明書でも、17万4,000円を計上している、これは県が大家さんに払っている金額であって、知事からはもらってないので無料と、こういう理解でいいですね。

丸山財産管理課長　月額17万4,000円の家賃につきまして、県のほうで支払い、知事は、電気料、水道料等の使用料について負担をしているという状況でございます。

飯島委員

私が言ったことで間違いない。光熱水道費を支払うのは、その使用者の当然だと思います。

それで、先ほど申し上げた道県6つの状況をちょっと参考までに御披露させていただきます。

北海道は、その知事公舎、民間を借り上げていると。住所を公表してます。マンションらしいんですが、マンション名は非公開。賃料は月額18万2,000円。知事の負担が月6万円。

青森県は、住所、賃料とも非公開、非公表。知事の負担は、知事の公舎ですから、執務スペースと居住スペースに分けてる。執務スペースは当然、無料ですが、居住スペース分については、案分して知事が支払ってると。

茨城県。住所の公表の取り扱いは、今まで聞かれたことがないから、入れてないらしいんです。賃料は月額14万5,000円を払っていて、知事の支払い負担分が5万2,110円。

神奈川県は、住所も賃料も非公表と。ただし、開示請求があれば、ルールにのっとり対応しますと。知事の負担分は、執務スペースはもちろん無料ですけど、執務スペースを除いた居住スペースについては負担してると。

福井県は、個人住宅なので、一切発生しないと。前の後藤知事も多分そうだったと思うんです。

岡山が、住所は非公表。ですが、県会議員の議員手帳には掲載されてるんです。だから、パブリックってことです。やはりマンションなんですけど、総額幾らってことは聞けなかったんですけど、知事が負担してるのは、月額7万1,570円と。

こういう情報があったところと、本県を比べると、情報の開示、青森県は非公表ってはっきり言ってるんですけど、ほかは、議員手帳に書いてあったり、聞かれれば、ルールにのっとり対応します、あるいは、発表してると。そして、知事の負担分についても、執務スペースは仕事だから、だけど、居住スペースは本人の負担があるって言うんです。本県とだいぶ違うと思うんですけど、この件に関して、どう思われますか。

丸山財産管理課長 先ほど申し上げました山梨県職員宿舎管理規則のほうで、知事の宿舎につきましては無料ということでの決め事が一応されております。その適用ということで、知事宿舎として本人のところでは無料ということでの取り扱いとさせていただいているところでございます。

飯島委員

その管理規則の無料っていうと、無料宿舎は、知事、副知事、及び、次に掲げる職員のうち、知事が承認する者に無料にて使用されると書いてます。1、2、3、4、5とあるんです。どれに値するんですか。

丸山財産管理課長 今、飯島委員がお読みくださったのは、職員宿舎管理規則第6条のところをお読みいただいたかと思います。この中で、知事と副知事、それから次に掲げる職員のうち、

令和3年2月定例会総務委員会会議録
知事が承認する者という条文構成というところで、知事はそのまま、今御指摘いただいた5つの種類の中からということではなく、知事がそのまま無料で使用させるという適用になってございます。

飯島委員 今の説明はわかりました。ただ、先ほど私が披露した6道県とは乖離があるなということをお伝えしておきます。

それから、その6道県の住所の公表ということについても、ちょっと本県の今の答弁だと、ガードが固いというか、当然、神奈川県も入ってますし、神奈川県は非公開ってことなんですけど、公の公舎ということで、考え方は一緒だと思うんですね。それなのに、課長の答弁は、はなから情報を、セキュリティーの問題とか、安全管理の問題とおっしゃってますけど、それはどこの知事も安全確保は当たり前だと思うんです。

その辺の、もう一度お聞きしますが、マンション名はともかく、住所の開示、もう一つは、課別説明書にも書いてありますように、予算が計上してある。これは公費でしょう。今、私邸の住所を教えてくださいって言うてんじゃないです。公舎なんです。これはやっぱり開示すべきじゃないですか。いかがですか。

丸山財産管理課長 先ほど委員から御紹介をいただいた他の都道府県の取り扱いということで、他の都道府県のところで、幾つか、場所についての公表というお話がありましたが、完全に地番等を公表してるわけではないのではないかとすることは承知をさせていただいております。

例えば、神奈川県であれば、何丁目何番地というところ以降を、特に公表をしてないというようなことも、承知はさせていただいております。

これまでの住所地の公表につきましても、昨年7月の総務省の取り扱いで、いわゆる選挙候補の立候補届け出の際に、こちらにつきまして、選挙区の広さにもよるといことなんですけど、特に番地まで載せるということはない方向ということが通知で出てるといことでもあります。プライバシーの観点ということは、そこに入ってるということでもありますので、そうしたことも念頭に置きながら考えていきたいと考えております。

飯島委員 今、北海道のマンション名は非公表ということの例がありますから、百歩譲って、それに倣っても仕方がないかと思いますが、先ほど、藤本委員からも質問がありましたが、そうはいつでも、大家さんがしっかりいて、大家さんに月額17万4,000円お支払いしてると、公費から。その大家さんのお名前とか、大家さんがどこのどういう方かって、それはやっぱり公表すべきだと思いますよ。いかがですか。

丸山財産管理課長 繰り返しになりますが、御契約の相手方につきまして、知事の身体の安全確保という観点からしますと、どこの施設かということの特定につながるおそれがあるということで、ここでの情報としてのお出しすることは御容赦いただければと思います。

飯島委員 では、お答えできないようですから、私のほうからお話しします。間違っていたら、間違っていたって言ってくださいね。いいですね。間違ったら、間違っていたって言ってくださいね。

私の調べたところによると、知事公舎を所有しているのは、韮崎市にある有限会社リファインドという会社なんです。間違ったら、言ってくださいね。間違ったら。即座に。

丸山財産管理課長 先ほど来申し上げているとおり、知事の身体への安全確保の観点から、位置の特定にかかわるとされる情報については、申し上げることができません。ここで間違ってる、間違っていないというのは、そちらの選択によるお答えということになるかと思っておりますので、こちらについての答弁については、御容赦いただければと思います。

飯島委員 残念です。

当然、当然宿舎ですから、県とその人で契約を取り交わして、そういうセキュリティーとか関係ないと思いますよ。では、県民がそれを教えてくれって言ったら、教えられないって言うんですね。県民の代表にもそういうことを言ってるわけですから。がっかりしました。

あと、いろいろお伺いしたいことがあるんですが、そのような答弁が続くと時間がもったいないし、委員長に、県会議員委員条例の第17条により、秘密会を提案いたします。よろしく取り計らいをお願いします。

猪股委員長 ただいま、飯島委員から秘密会を開催すべきと。いいですか。ただいま、飯島委員から秘密会を開催すべきとの意見、動議がありました。よって、この動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

猪股委員長 御異議なしと認めます。よって、本委員会を秘密会とすることは可決されました。委員会各位に申し上げます。着席のまま、暫時休憩いたします。

(休 憩)

この際、申し上げます。山梨議会会議規則第101条の規定によりますと、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会場の外に退去させなければならないこととされております。私が指定いたしますのは、本委員会の委員及び出席説明員のうち、市川総務部長、小澤総務部理事、丸山財産管理課長、並びに議会事務局員であります。これ以外出席説明員、傍聴者及び報道関係者の退場を命じてありますから、その点、よろしく申し上げます。

それでは、これより秘密会を開催いたします。直ちに審査に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑

【秘密会のため掲載せず】

猪股委員長

では、質疑はここまでとして、なお、山梨県議会会議規則第102条の規定によりま
すと、秘密会の議事の記録は公表しない。秘密会の議事は、何人も秘密性を継続する限
り、他に漏らさない、漏らしてはならないとされております。御留意願います。

以上で、秘密会を終了いたします。暫時休憩いたします。

(休 憩)

猪股委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。審査を継続いたします。
質疑をお願いします。

(宿舎管理費について)

飯島委員

知事が知事公舎を用意しない山梨県において、執務場所であり、有事の際、災害対策
本部となる県庁近接地に適当な、適切な居場所を確保して、賃料を県費で支払うことを
私は妥当であって、大賛成です。それを受けて、質問します。

横内知事で廃止した知事公舎を、なぜ長崎知事で復活したのか、その明確な理由、決
裁に至るまでの議論があると思います。その議事録の開示をお願いします。

そして、月々、先ほど答弁があった17万4,000円の根拠もお願いします。

そして、知事公舎を廃止するときには、いろんな手続があったと思います。どうい
うことに基づいて手続をとったのか、また、新たに設置する、今回しました。そのときは
どういう手続だったのか。

そして、最後に、入居して知事がしっかり執務をしながら、その場所で暮らすとい
うことでありますから、リフォームということも事前に考えられると思います。そのリフ
ォームをしたのかどうか。幾らかかって、どこに払ったのか。

この4点、よろしくをお願いします。

猪股委員長

飯島委員、資料提供でいいんですね。

飯島委員

はい。

猪股委員長

委員各位に申し上げます。

ただいま飯島委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要
求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

猪股委員長 執行部に申し上げます。

ただいま飯島委員から要求のありました資料につきましては、至急作成の上、資料作成後、提出を願います。

ほかに質疑はございますか。

(訟務管理費、債務負担行為について)

志村委員 総務部の課別説明書、総の34ページ、行政経営管理課の訟務費、訟務管理費の2億1,556万円についてお聞きをしたいと思います。

まず、この予算案については、例年どおりの県の弁護士報酬等の費用として、私の聞き間違いでなければ、1,637万円を計上し、住民訴訟の関連費用として1億9,858万円を計上。これは、着手金として想定しているということですが、77億円という数字と20億円という数字が説明の中でありました。

まず、もう一度この詳細な説明をお願いします。

保坂行政経営管理課長 まず、通常、例年お支払いしてるものとして、県の顧問弁護士の報酬、報償費、旅費など、訴訟に関する経費ということで、1,637万6,000円と申し上げさせていただきました。

それから住民訴訟に関連した新たな訴訟への対応を想定してということで、1億9,858万4,000円という御説明をさせていただきました。

その根拠なんでもございますけれども、住民訴訟における対象者への請求額として77億3,308万円余、それから令和3年賃料増額請求分として20億1,157万円余、これは予備的に示した数字ということですが、これを足した額が97億4,465万円余となり、この想定額に対して、我が国の弁護士報酬基準として、実務上、広く用いられている旧日本弁護士連合会報酬等基準、これによりますと、3億円以上は2%という率がございます。その2%を乗じ、これも決まっているんですけども、369万円を足すように基準となっておりますので、それを当てはめて、概算額として予算計上させていただいております。

志村委員 参考までに、先に説明していただいた県の弁護士報酬等の1,637万円の費用に関しては、例年どおりということなので、現在の顧問弁護士さんであるとか、あるいは、訴訟に係る、今回、住民訴訟以外の部分の経費と理解してよろしいのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 先に申し上げました1,637万6,000円でございますけれども、主なものとしみますと、顧問弁護士に対する報酬、それから、顧問弁護士に対する顧問契約、訴訟委任契約、足立弁護士にお支払いしている20万円ずつのものなんですけど、それと旅費、需用費等を積算しているものが一番大きなメインになる金額になってございます。

志村委員 細かい内容については、この後、また答弁をお聞きしながら、必要であれば、資料をお願いしたいと思いますんですけど、3月1日に富士急行から提起された訴訟に関する、県が

令和3年2月定例会総務委員会会議録
今度は訴えられてるということになりますけど、この費用は、この予算の中でどこかに入ってるんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 3月1日に富士急行が提起したとされる訴訟対応なんでございますが、訴状がまだ県に送付されておりません。その訴えの内容について把握が今できていない状況なので、その訴状が届き次第、適切な訴訟の追行体制について検討ということで、そこはまだはっきりとはしておりません。

志村委員 わかりました。

では、後のほうで説明いただいた1億9,858万円なので、約2億円ですけど、この費用で想定している住民訴訟にかかわる訴訟の委託契約ということになると思いますが、これは、足立弁護士に依頼していくということによろしいんですか。

保坂行政経営管理課長 今後、想定される訴訟の弁護士については、どのような訴訟追行体制を取っていくのか、それから弁護士を誰にするのか、それは決まっております。

志村委員 この決まってない訴訟費用を、いつごろ提起するってことを想定して、この予算は計上されているんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 この2億円についてでございますけれども、まず住民訴訟について、判決が確定した場合、歴代知事及び富士急行株式会社に対する損害賠償請求訴訟が想定されます。この訴訟については、地方自治法の242条の3によりまして、判決が確定した日から60日以内を期限としてその額を請求しなければならないということ、それから支払われないときは訴訟を提起しなければならないこと、そして、その訴訟の提起は議会の議決を要しないこと、これが地方自治法の242条の3に規定がございます。

それから、それを想定しての費用と、それからもう一つとして、令和3年度分についての賃料について、令和3年2月17日に回答兼通知書ということでお示しを富士急行さんにしているんですけども、何らかの法的理由がある場合は、予備的に年額20億円余の賃料について通知したところでございます。この金額が変動する可能性があるものの、今後、富士急行株式会社から訴えられることも十分想定をされるところです。訴えられた場合、早急に適切な訴訟追行体制をとることが必要ということで、この予算を要求させていただいてるところです。

志村委員 私が聞きしたのは、いつごろを想定していますかと。

保坂行政経営管理課長 申しわけございません。

いつごろというのは、その裁判、住民訴訟については、裁判が確定することに関係します。それから先ほどの20億円の令和3年分についても、富士急行からの訴えがいつあるのかということに左右されると思っております。

志村委員 ちょっとこれにひもづいているので、債務負担行為、総の36ページについても説明を求めたいと思います。

先ほど、議案の概要説明で少し説明していただきましたけれども、この債務負担行為、訟務費とこの債務負担行為、債務負担行為のほうの、ちょっとこれは考え方が、通常、余り見ない債務負担行為の設定の仕方だと思うんですけども、これについての御説明をお願いします。

保坂行政経営管理課長 債務負担行為の設定についてでございますが、通常、限度額を定めていると。例えば、上の行にある文書管理システムは金額が入ってございます。ただ、下のほうの訴訟の関係、訴訟代理委託に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内ということで、言葉で表現をされております。これにつきましては、この訴訟が着手金に応じて、その訴訟が結審した年度において、その成功報酬をお支払いすることになった場合の債務負担行為ということなので、金額は入っておりません。

志村委員 この事項の部分に、住民訴訟事件の関連訴訟について委託契約を締結することとありますけど、関連訴訟っていうのは、もう一度確認をしたいと思います。関連訴訟って、どういう訴訟ですか。

保坂行政経営管理課長 今、この予算で考えている関連訴訟というのは、この住民訴訟が終わった後の歴代知事及び富士急行に対する損害賠償請求訴訟、それから令和3年度についての予備的にお示した年額20億円余りの賃料の請求に対して、富士急行から訴えられることを想定している。これについてを関連訴訟ということで予算として計上しております。

志村委員 関連訴訟がさらにふえる可能性もありますか。

保坂行政経営管理課長 済みません。概算で計上させていただいておりますが、ほかの県有地に関する訴訟等の可能性も考えられます。これらの対応についても考慮しております。

志村委員 済みません。今、ちょっとせきで聞こえなかったんで。それ以外の訴訟についても、何ですか。

保坂行政経営管理課長 他の県有地に関する訴訟等の可能性も考えられまして、それらの対応についても、この予算は考慮しております。

志村委員 ということは、この債務負担行為の設定は、関連訴訟について委託契約を締結することですから、件数については、何件かわからないけれども、ふえる可能性があるということが今の答弁で確認できます。

期間のところでちょっとお聞きしますが、結審って書いてありますけど、これ、ど

ういう意味ですか。

保坂行政経営管理課長 結審というのは、その訴訟が最終的に終了した年度ということになります。

志村委員 私がお聞きしているのは、「結審という用語の意味は、何ですか?」ということですか。

保坂行政経営管理課長 口頭弁論が終了した日が用語の意味になります。

志村委員 結審というのは、訴訟の用語で、今、答弁であったように、口頭弁論が、最後の口頭弁論が終わったということを経済と私も理解しています。これは、判決というのは結審とはまた違うと思うんですけど、結審が、例えば、結審と訴訟の終了っていう意味も違うと思うんですけど、結審の年度中に判決が出ないっていう場合があった場合、これでも支払うっていう理解でよろしいんですか。

保坂行政経営管理課長 債務負担行為のその結審の年度という表現なんでございますけれども、確かに、判決が出た日と結審の日というのは異なる場合がございます。債務負担行為につきましては、成功報酬、つまり、最終的に勝訴が一部でもあった場合、その経済的利益に応じて成功報酬をお支払いするという事で書かせていただいております。

志村委員 そういうこともあるのかもしれませんが。結審の日に判決が出ると。でも、私は余りそういう事例を、ちょっと不勉強で知らないんですけど、結審、仮に判決と結審、先ほどの判決の日と結審の日は異なる場合もあるっていうんですけど、普通は異なります。判決が年度をまたいだ場合は、このまま普通に読めば、結審の年度までですから、支払えないと思いますよ。ちょっとこの表現にまず問題があるだろうっていうことを指摘したいと思います。

その上で、仮に訴訟が控訴、あるいは上告、さらにさまざまな訴訟が提起されて、訴訟が継続していくっていうことになった場合、この債務負担行為は、関連訴訟における委託契約を締結することになってますから、訴訟が提起され、続く限りは、ずっと支払いが続く可能性があるっていうことを言ってると思いますけど、そういう理解でよろしいですか。

保坂行政経営管理課長 この債務負担行為は、令和3年度からとなっておりますので、その令和3年度に着手金として契約をしているものについての縛りということになっておりまして、他の県有地等もありますけど、住民訴訟関連ということで、その住民訴訟関連についての委託契約について、令和3年度に契約を結んだものが、この債務負担行為の対象となると考えております。

志村委員 今の御答弁だと、そうすると、後から訴訟が提起、令和4年度に提起されたら、またこういう債務負担行為が出てきかねないという、そう理解できます。

それで、ここの限度額っていうところが、当然、債務負担行為を設定するのに金額が想定できない場合は、こういう表現でいいっていうことにはなってるってことは理解してますけど、訴訟代理委託に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内っていうのを、現時点で具体的にどれだけの支出になるって考えてるんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 先ほど、着手金を1億9,858万4,000円と申し上げましたけど、それに対応する成功報酬をもし仮に出したとしたとしての御答弁なんですけれども、同じく、経済的利益の額を97億4,465万余に4%を掛けて、そして旧日弁連の報酬等基準で738万円を足すという基準がございます。それを足してみると、報奨金は3億9,716万7,000円という試算がございます。これはあくまで概算です。

志村委員 2億に4億っていうことですから、これ、とんでもない金額だと思います。弁護士費用が云々っていう評価はそれぞれあるかと思いますが、山梨県でこれまでの顧問弁護士っていうのは、県の特別職の非常勤職員としての位置づけでありまして、定額で月額報酬を支払ってきています。

現在の足立弁護士とは、顧問契約と訴訟委任契約を結んでいて、それぞれ報償費を支払っております。さらに、検証業務委託では、約80日間の契約期間で、時給5万円、900時間の業務量という時間制報酬方式での積算で、一括して概算払いで6,600万円が支出されています。これは、平日の業務量であれば、1日16時間、毎日業務に当たっても、1日約11時間という計算になります。こうした事例は前例もなく、県民感情としても理解に苦しむ積算根拠による見積書をもとに契約したものだと言わざるを得ません。

そして、今回の予算案は、旧弁護士報酬基準に基づいての積算ということで、今私が紹介したような弁護士報酬、契約の仕方ということを考えれば、一貫性もありませんし、費用負担ばかりがかさんでしまうようにどうしても受け取れてしまいます。

県が訴訟に向き合う際に、弁護士との契約、これはどのような基準で判断して決定しているのか、条例とか、規則とか、要綱とか、そういう決め事があるんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 弁護士にお願いする案件に関しまして、条例や規則に何か縛りがあるということはないものと承知しております。

志村委員 山梨県には、顧問弁護士、あるいは訴訟の対応する弁護士などをお願いをするのに基準がないということが、今回の予算案、あるいは、これまでの県有地調査検証特別委員会の議論で確認できたと思います。これは非常に問題だと思います。

最初にも言いましたけど、このような債務負担行為の設定っていうのは、非常に異例ですし、私は見たことがないです。これは、やはり関連訴訟がどういうものが起きるかかっていう可能性とか、それから訴えを提起される側は、これは必ずどんな訴えが来るかとかかっていうことはわからないわけですから、その対応をするたびに、どういう形で訴訟に向き合っていくのか、そういう基準もないですし、この債務負担行為を設定するっ

令和3年2月定例会総務委員会会議録
ということになると、これは、場合によっては、青天井になる可能性も十分にあると考えられます。これは非常に問題ではないのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 この訴訟の予算に関しましては、あくまで、旧日本弁護士連合会の弁護士報酬等基準に基づいて算定させていただいております。訴訟の対象の経済的利益によって数字は変わるものですが、決して青天井になるとは思っておりません。

市川総務部長 ちょっと補足して御答弁差し上げてよろしいでしょうか。

まず、こういった形で弁護士にお支払いするかということについてでございます。御指摘のとおり、県がこれまで行ってまいりました訴訟については、これまでお願いしてきた弁護士の先生の格別の御理解のもとで、月額定額の報酬で御対応いただいていたという経緯もございます。

一方で、今後、準備が必要となってまいります裁判につきましては、山梨県が経験したことのないほど訴訟物の価格も大きいということに加えまして、企業法務に関する豊富な実務経験ですとか、高度な法令運用解釈に高い見識を有する弁護士が求められてくることとなります。

そういった意味から、先ほど課長が申し上げたとおり、私どもが、まだどの弁護士の先生にお願いするかというのは決まってないですが、いずれにしても、こういった訴訟が想定される中で、きちんとした弁護士を選定するためには、やはりこういった旧日弁連の報酬基準のように、世の中で広く一般的に使われている報酬基準でもって、ようやくその弁護士というのは、探せるものなのかなと。そういった意味においては、今回計上させていただいております予算につきましては、今後の訴訟のことを考えますと、もうなくてはならない費用だと考えているところでございます。

そして、御指摘の青天井のところでございますけれども、債務負担行為につきまして、裁判所まで行く際の電車代なんかもあるんですけど、それは裁判がふえればふえるだけ加わってくるんですけど、成功報酬のところにつきましては、実際、最終的にその判決の結果、得られた経済的な利益に4%乗じるということですので、結局、何も得られなかったときにはお支払いすることはございません。逆に言うと、何か得られたときに、その4%をお支払いするということなので、成功報酬のところだけ着目いたしますと、決して県民の皆様の負担が純粋に4億円増額するとか、そういった形にはならないということで御理解賜りたいと思います。

志村委員 最後にしますけど、旧弁護士報酬基準、平成16年までに使われていたものだと理解してます。今は、オープン価格なんです。弁護士報酬っていうのは、確かに高い方から低廉な価格でやったださる方もいるし、成功報酬っていうのも、実際にはディスカウントして下さる弁護士さんというのもいっぱいいらっしゃいます。

だけど、私たちは議会の側として、こういう債務負担行為を設定すると、可能性として、どんどんどんどん県民の皆さんの税金が訴訟費用で出ていく可能性がゼロじゃないですから。これ、さっきから確認してるように、あるんだから。訴訟が発生する可能性

もあるし、これ、対応していかなきゃならない。

関連訴訟だったら、しかも、結審っていう用語もちょっとおかしいし、こんな債務負担行為を認めたら、今後、歳入歳出予算で幾ら出てきても、議会としては、その歳入歳出予算に反対できないんですよ。だから、こんな設定の仕方は、私はおかしいと思う。これは修正していただきたいなと私は思いました。

飯島委員　私も、総の36、甲府地方裁判所平成29年（行ウ）第6号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟について委託契約を締結することについてお伺いしたいと思います。

私も志村委員と全く同じで、これは、問題の債務負担行為だなと思います。志村委員は、額のことを中心にという。私は、この期間について、ちょっと伺いたいと思います。

まずは、この結審までという記載ですけども、想定はいつまでなんですか。

保坂行政経営管理課長　この結審の年度までは、その裁判の状況によりますけれども、最終的に裁判が終わるまでということを考えております。

飯島委員　そもそも、この債務負担行為の金額もそうですけど、期間を明確に示さないっていうことにとっても違和感があり、問題ではないかと思ってます。過去にこのような期間設定をしたことがあるんですか。

保坂行政経営管理課長　裁判費用につきまして、こういう債務負担行為を設定したことはないと思います。

飯島委員　過去にないということですが、裁判は、当然、皆さんも想定していると思います。数年にまたがる裁判が多い。この裁判も一、二年で終わるとは思えません。そうであるならば、それらは毎年度、当該年度分として契約をすべきで、この件についてのみ債務負担行為を上限なしと思われるような設定はおかしいと思います。債務負担行為の定めは何を意味するのか、全く理解できません。長崎知事が今般、違法、無効であるという方針転換を最終的に決断しました。その長崎知事の任期はあと2年を切りました。次の知事選を迎える中で、この期間を結審までと、そのことを認めることは、今後も裁判を長崎知事の示した方針により進行させることっていうことですよ。ということは、ひいては、長崎知事の2期目の続投を容認しかねないと、こういうことじゃないかと私は思ってるんですけど、どうですか。

市川総務部長　すみません。この記述につきましては、文言のとおりでございまして、知事選は全く意識してございません。あくまで、その裁判が最終的に確定する時期については、私どもとしては明記することができない。一方で、しっかり中長期的に安定的な立場で、弁護士の先生に訴訟追行をお願いする以上は、単年度ごとの月額報酬という形ではない形できちんとお願いしないとイケない。そういうことで、年度をまたがった複数年度の契

令和3年2月定例会総務委員会会議録
約にせざるを得ないと考えたものですから、このような債務負担行為の設定をさせていただいてるところでございます。

繰り返しになりますが、知事選は全く関係ございません。

猪股委員長

ほかに。ありませんか。よろしいですか。これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま、志村委員から、令和3年度の訴訟管理費の減額及び債務負担行為の削除を求める必要がある旨の意見がありました。この件につきましては、起立により採決したいと思います。

お諮りいたします。予算特別委員会への調査、報告において、令和3年度の訴訟管理費のうち、弁護士報酬、裁判管理費等及び債務負担行為、「甲府地方裁判所平成29年(行ウ)第6号損害賠償請求義務付け請求(住民訴訟)事件の関連訴訟について委託契約を締結すること」を削除すべきとの意見を報告することについて、賛成の委員の起立を求めます。

起立多数であります。よって、この件につきましては、賛成多数でありますので、そのように決定されました。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

討論

水岸委員

反対です。私は、減額修正動議に反対の立場から討論させていただきます。

この動議に賛成することは、県民の財産を守る意思がないことは明らか、それどころか、県民の財産を犠牲にしても特定企業の利益を守る行為であり、県議会として汚点を残す。富士急行は、既に名の知れた法律事務所の弁護士に依頼し、一大弁護団を結成しているが、県の予算が高過ぎるというなら、富士急行側は、一連の訴訟の弁護士を雇う費用は幾らなのか教えてほしい。

和解案が上程された際には、裁判で決着すべきと主張しておきながら、いざ、裁判が始まろうとする段階では、弁護士報酬予算を認めないとしたのは、結局は、単に富士急行を勝たせたいからである。県民の財産を守るために数十億円をかけて争わざるを得ない執行部に対し、機械的に算出した最低限度の予算すら認めないのは、県に優秀な弁護士をつけさせず、県を裁判で勝たせないようにするための工作としか思えない。

一般的に広く用いられている報酬基準について、何をもって指定するのか、社会的な常識を無視しても、特定企業の利益保護を押し通そうとする姿勢は、県民の理解を得られないのは当然である。

今や、はっきりしたのは、県議会は特定企業の利益保護に苦心する勢力が一定程度を占めていること、県政をこのまま悪い方向に向かわせるのかを放置できない。90年以上にわたる長い歴史を経ながら、県有地のあり方を適正化しようとした知事は、恐らく長崎知事が初めてであり、長崎知事にしか実現できないと確信している。

議会の監視機能という大義名分を掲げながら、実際は特定企業の利益保護にいそむ抵抗勢力のあらゆる試みに対して、長崎知事はぶれずに邁進してほしいとの期待を込め

て、修正案に反対します。

猪股委員長 ほかに討論はありませんか。

山田委員 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどの議論にありますように、私も、特に債務負担行為のこの事件の関連訴訟という、関連というこの言葉、それから地方自治法が予定しているこの期限を設ける、債務負担行為に設けるということでありますが、判決が確定した日とか、そういうわかりやすい日にせず、結審にするということは、いつになるのか。関連訴訟をどんどん出されれば、期限の定めがない。これは、地方自治法が予定している期限には、私は当たらないと思います。

それから限度額。ここで限度額は、先ほど成功報酬ということで、一応、予定としては4億円にないという部分ではありますが、関連訴訟に含めて伴う実費ということになってきますと、先ほど聞いていると、訴訟の総額が77億プラス20億ということに。そうすると、一つの総額の対象訴訟が97億ってなれば、その印紙税だけでも相当な金額になりますし、あわせて、その弁護士費用ということが余りにも不確定な要素が非常に大き過ぎるので、この住民訴訟に関連したこの裁判費用の部分、それから私どもは、あくまで県有地のこの適正な価格を追求するってことについては大いに賛成でありますし、長崎知事のこれまで行ってきた、本当に奇抜な発想というか、非常に積極果敢な行動に対して、本当に県民の一人としてもうれしく思っていますし、すばらしいと思っています中ですが、御存じのように、先ほどの補正予算のときに、弁護士費用に関しても、県民のさまざまな意見が出ました。

私たちは、議会の流会ということをしては任期中に経ておまして、その産物として、議会基本条例ができたんですね。その議会基本条例は、私たちにとってバイブルなんです。議会の役割、改めて言うまでもなく、第3条第1項の2号に、知事等の事務の執行についての監視及び評価という、こういう項目がありますし、知事との関係においても、第5章で、知事との関係の基本原則第24条、議会は、二代表制のもと、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを明確にし、知事等の役割を尊重しつつ、常に緊張ある関係を保ちながら、是々非々を基本原則に、議会機能をより高め、もって知事等と議会の共通目標である、ここは共通目標だと思うんですが、県民福祉の向上と県政進展に貢献するものと、この部分において、私は少なくとも、議員としての矜持、ここに矜持があって、どうしてもこの部分については譲れないというわけでありまして、特にこの債務負担行為、一度ここで認めると、次年度以降は義務的経費になってきてしまいますので、補正予算のときに、流用して、今度は職員給与の義務的経費になったところは、歳入をしても、もうこれ以上執行側が言ったとおりになってしまうわけですから、これを先ほど飯島委員が言いましたように、知事の任期が2年、私たちの任期もあと残り2年の中で、このいつ結審するかわからない債務負担行為をここで認めると、次年度以降に、もう今度、義務的経費を上げていかなきゃいけない。逆に、計上して、それに対して議会は何も口出しができなくなる、その危険をこれは相当はら

令和3年2月定例会総務委員会会議録
んでるので、この修正がなくして、多分、青天井という言葉が出てきたんじゃないかと
私は思いますので、以上のことから、第17号議案、令和3年度当初予算について、予
算案について、訟務費の約2億円の減額と債務負担行為を削除した修正がなされるべき
であるということで、その他の原案は可決すべきものと考えます。

採決

猪股委員長 これをもって、討論を終結いたします。ほかの委員会の最終予算の審議が全て終了し
ておりますので、これより、第17号議案について、起立により採決いたします。

本案は、先に決定された令和3年度の訴訟管理費のうち、弁護士報酬、裁判管理費等
及び債務負担行為、「甲府地方裁判所平成29年（行ウ）第6号損害賠償請求義務付け請
求（住民訴訟）事件の関連訴訟について委託契約を締結すること」を削除すべきとの意
見を付した上で、原案に賛成すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本案に対する意見は、先に決定された意見を付した上
で、原案に賛成すべきものと決定されました。

※第 19 号 令和3年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 22 号 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 23 号 令和3年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 24 号 令和3年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 26 号 令和3年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 1 号 やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 2 号 山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 3 号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 4 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 7 号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 32 号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めること
について

意見

卯月委員 第2の3号、国に対して消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求めること
について、継続審査とすべきものと考えます。

日本の将来のため、少子化対策や社会保障の充実を図るためには、全国に広く薄く負担していただくことが必要であると考えられますけれども、一方で、逆進性となる消費税がよいのかとする意見もあることから、このことについては慎重に検討する必要があると考えます。したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(ハイブリッド式発電機の納入業者について)

飯島委員 長崎知事が2020年の10月の記者会見で、台風19号から1年ということで、とても防災対策を心配されて、今もそういう方針で、ことしもそういう予算がついたかなと思うんですが、その関連で、大規模の停電や発生に対応するために、今までガソリンの非常用電気というのがあったんですが、それをハイブリッドにしようと、ガソリンとLPで両方使えるようにする、とてもフレキシブルで、とても私もいいと思ってます。令和元年の12月に、それを8台公募したんですけども、これに関して、間違いのないで

すね。

小澤防災危機管理課長 令和元年の12月、ハイブリッド式の発電機の導入を、8台導入しているところでございます。

飯島委員 これはとてもいいことだと思うんですが、ちょっと準備が足りなくて、この時点では、県に8台ということなんですが、今後、3年度も予算がついてるかと思いますが、順次整備していくと、こういう方針を考えてもよろしいですか。

小澤防災危機管理課長 非常用発電機が主に災害時に活用されますのは、例えば、避難所であるとか、災害時に多くの方々がお集まりになる場所での活用が考えられるところでございます。

御存じのとおり、避難所の設置運営につきましては、市町村が行うこととなっております。基本的には市町村が、一義的には避難所に置きます備品、あるいは消耗品等につきましては、市町村が備えるということになっておりまして、現在、令和2年度予算から、市町村に対します補助制度というのを整備いたしまして、創設いたしまして、令和3年度、明年度まで補助事業を進めていくということにしておるところでございます。

飯島委員 先ほどから申し上げてる、とてもいい取り組みだと思うんです。ただ、この8台、県に移設したいと、元年12月、納入者が株式会社エレオという会社なんですけど、これは県内の業者ですか。

小澤防災危機管理課長 本社は県外にあると承知しておりますけれども、現在は、山梨県内にも営業所があるということで承知しております。

飯島委員 このハイブリッド、ガソリンとLPガスを両方発電できる、こういう発電機を整備している、用意できる業者は山梨県にもあるんですか。

小澤防災危機管理課長 エレオ以外にも納入できる業者はございます。

飯島委員 これもちょっと心配なんですけど、三大新聞じゃないんですね。日本タイムズっていう、何といいますか、あんまり信頼性のない新聞なんですけど、ちょっと私は記事を見てしまったものですから。2019年12月の新聞です。防災対策は大事だと、こう言ってるんですけど、具体的に、本年11月15日、山梨県で実施された非常用発電機の入札では、機器要求条件で、記載の例示品に他社の導入実績を無断登用の疑いがある業者、株式会社エレオの非常用発電機が選定されていたと書いてある。この記事を見て、いい取り組みなんだけど、このエレオと一緒にのかなと思ったんですが、こういう記事は見たことありますか？

小澤防災危機管理課長 承知はしておりません。

飯島委員

私もこれ以上のことはよくわからないんですけど、こういう記事が出て、先ほど申したように、日本タイムズっていう、そんな信頼性のない新聞社とは承知しておりますけれども、ちょっとこういう書き方をされたということもお伝えしながら、今後、業者選定とか、それはちゃんと入札で、この8台も、5社が来て3社が棄権っていうか、そうやってエレオに決まったっていうのは承知してるんですけど、ぜひ注意喚起をしていただきたいと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・本委員会が1月29日に実施した閉会中継続審査案件に係る県内調査については、その報告を議長あてに提出した。

以 上

総務委員長 猪股 尚彦